

障害者 日常生活用具費の支給について

長岡市では、障害をお持ちの方が日常生活を暮らしやすくするために必要な用具の費用を支給します。支給を希望される場合は、事前に申請書を提出し、市から決定を受けた後に購入してください。

なお、支払い方法は2種類あります。

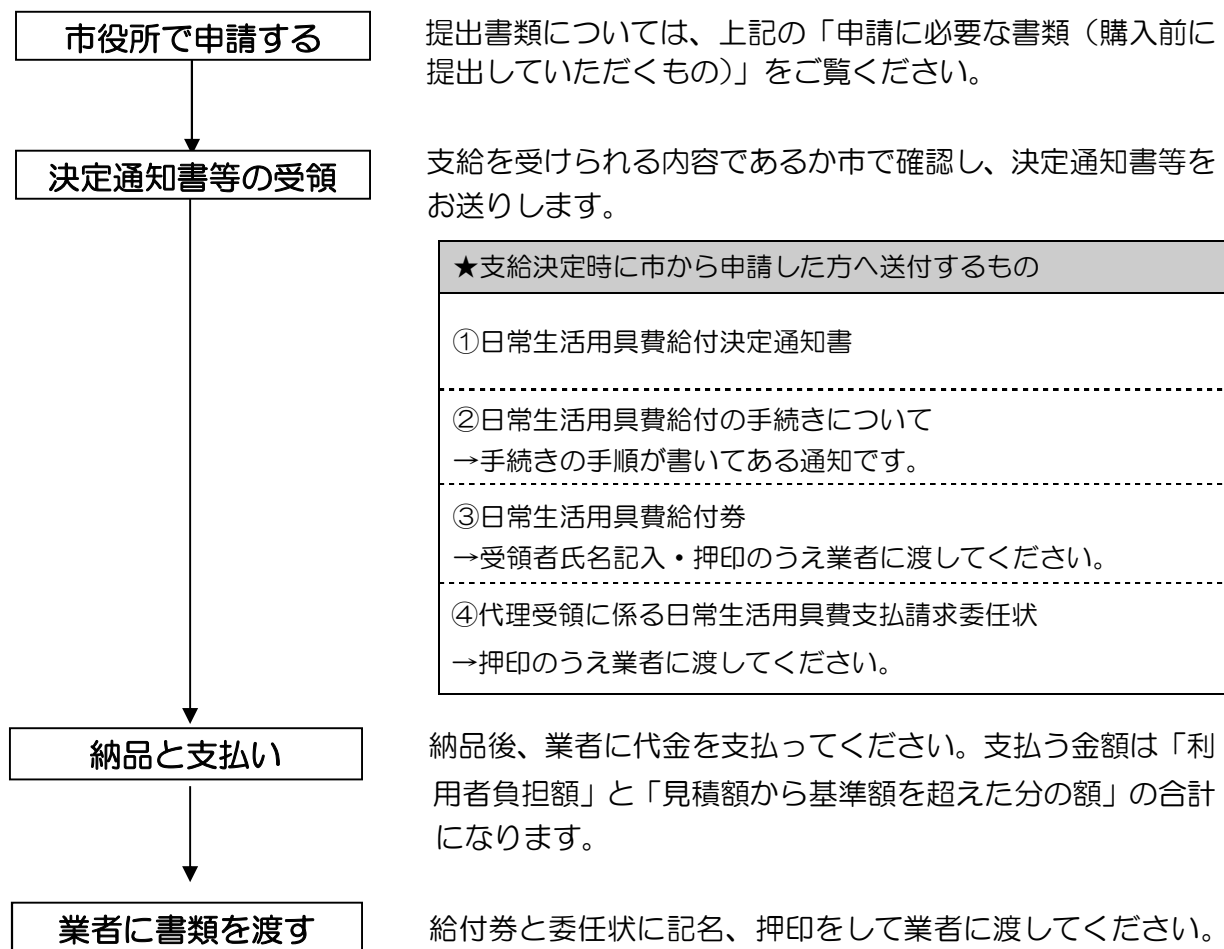
- ・長岡市に登録してある業者からの購入⇒支払方法①
 - ・長岡市に登録していない業者からの購入⇒支払方法②
- 登録の有無は業者にご確認ください。

1 申請に必要な書類など（購入前にご用意していただくもの）

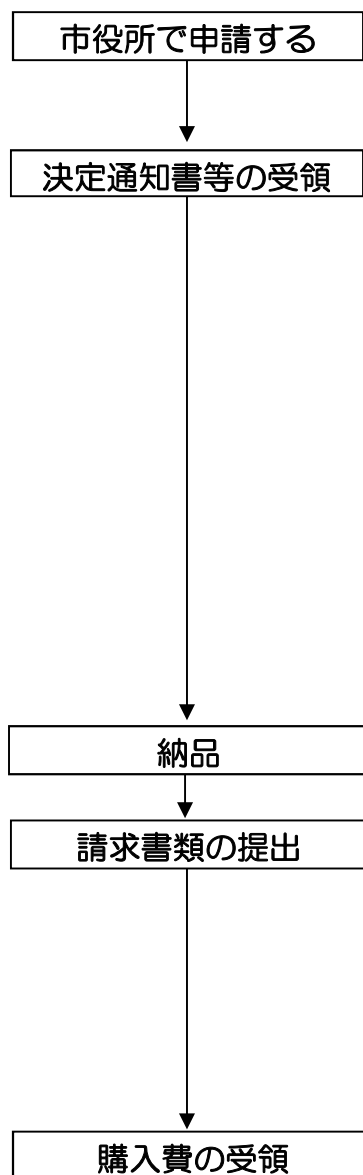
- ① 日常生活用具費給付申請書（窓口にあります）
- ② 見積書
- ③ 購入する用具のカタログ（写し）
- ④ 医師の意見書（一部の方のみ必要となります。詳細はお問合わせください。）
- ⑤ 各種障害者手帳
- ⑥ 印鑑
- ⑦ マイナンバー関係書類
- ⑧ 身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

2 手続きの流れ

（1）支払い方法①…決定額の1割を業者に支払う場合



(2) 支払い方法②…業者に全額を一旦支払い、後日、市から決定額の9割が還付される場合（長岡市に登録していない業者から購入する場合はこちらになります）



提出書類については、表面の「申請に必要な書類（購入前に提出していただくもの）」をご覧ください。

支給を受けられる内容であるか市で確認し、決定通知書等をお送りします。

★支給決定時に市から申請した方へ送付するもの

- ①日常生活用具費給付決定通知書

- ②日常生活用具費給付の手続きについて
→手続きの手順が書いてある通知です。

- ③日常生活用具費給付券
→受領者氏名記入・押印のうえ市役所に提出してください。

- ④日常生活用具費請求書
→口座記入・押印のうえ市役所に提出してください。

納品後、支払いを済ませ、領収書をもらってください。

提出書類は、次のとおりです。

★購入後に市に提出していただくもの

- ①日常生活用具費給付券

- ②日常生活用具費請求書

- ③業者に支払った実際の額の領収書

書類審査のうえ、支給決定を受けた方の指定口座に（18歳未満の場合は保護者名義の口座）公費負担額欄の金額を振り込みます。

★長岡市では、次のとおり受付窓口、電話対応の受付時間が異なりますのでご注意ください。

		アオーレ長岡		各支所 市民生活課
		東棟1階 福祉窓口	東棟2階 福祉課 障害活動係	
窓口	平日	8:30~19:00	—	8:30~17:15
	休日	9:00~17:00	—	—
電話	平日	—	8:30~17:15	8:30~17:15
	休日	—	—	—

※さいわいプラザ、西サービスセンター（リバーサイド千秋内）、東サービスセンター（アクロスプラザ長岡内）では対応していません。

担当：長岡市福祉課 障害活動係 電話：0258-39-2343